

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 9 月 29 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 笹川 大介
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL:06-6361-8301 FAX:06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL:03-6231-1576 FAX:03-6231-1577

後見制度のトラブルを減らす！新たな制度の生かし方!!

近年、後見制度の利用者が増加傾向にあるようです。裁判所の統計では平成 20 年では後見開始の申立件数は 22,532 件だったのに対して、昨年の平成 25 年には申立件数が 28,040 件と 5 年で約 5 千 5 百件の増加となっており、制度の利用がとても多くなっています。両親が認知となった際の財産管理等が申立件数の背景にあると考えられますが、その増加と共にトラブルも増えてきているようです。

1. 後見制度そのトラブルとは？

認知になった母の財産管理を目的として、母と同居していた長男夫婦は、別居していた次男の同意を取り付け、母を被後見人、長男を後見人とする成年後見制度の審判を裁判所に申し立て、認可を受けました。その後、後見人となった長男は妻と共に母の財産管理を行っていましたが、次男は長男夫婦の財産管理が怪しいと感じ、調べたところ、長男夫婦の使い込みが発覚しました。使い込み金額は 5 年で数千万超との事で、そこから次男とのトラブルが始まってしまいました。

2. 後見制度の問題点と解決に向けた新たな制度

後見制度は、本人が認知となっても後見人によって財産の管理ができる便利な制度です。しかしその一方で後見人となる方が被後見人の親族である場合、財産管理の線引きが曖昧になってしまい、被後見人の財産を使い込んでしまう等といった事例がよく見受けられます。意思判断の出来なくなった人の財産は、当事者にとって本当に必要な金額以外は決して使ってはいけません。もちろん意思判断が出来なくなってからでは贈与等は出来ません。これらのトラブルを防止する為の制度を以下にご紹介したいと思います。

①任意後見制度

まずご紹介するのが「任意後見制度」です。これは現在において意思能力がはっきりしているが、将来もし認知となってしまった際、自分の後見人を誰にするかという事をあらかじめ決めておけるという制度です。認知になってから周りの親族が後見人を決める「法定後見制度」とは異なり、事前に自分が信頼できる人を選ぶことができる点が安心です。適当な人が周囲にいないのであれば、弁護士会や司法書士会に問い合わせをすると、適切な候補者を紹介する団体を教えてくれます。また、後見開始後は後見人が役割をきちんとこなしているかをチェックする人、「任意後見監督人」を家裁が必ず選任する仕組みになっています。それがまた、後見人の不正を防止する役割を果たします。

②後見制度支援信託

次にご紹介するのが「後見制度支援信託」です。「後見制度支援信託」は後見人がお金を管理する手間を減らし、親族間のトラブルを防ぐための仕組みです。その仕組みの概要は、被後見人と後見人の関係はそのままですが、被後見人の財産のうち、当面使う予定がないお金を信託銀行に預け入れます。信託銀行はその預け入れられたお金を安全に管理し、通常の預金の様には簡単に引き出せないようにします。お金が必要な時は後見人がその都度、家庭裁判所へ申請を出す必要があります。家庭裁判所は後見人からの申請をもって、理由と金額を検討し、その内容が妥当なものであると判断して初めてお金を出す事が認められます。全ての入出金を信託銀行と家庭裁判所が審査する為、不正な使い込みを防ぐことができます。

3. 総括

9 月 15 日の敬老の日に合わせて発表された統計によると、日本では 4 人に 1 人が 65 歳以上、8 人に 1 人が 75 歳以上の方々であるとの事です。これからの社会を考えるうえで、下の世代がより力を付けると共に、高齢者の方々の力の生かし方が問われてくる時代であると思われまます。

ですがその中でも認知の問題は避けられないもので、これからますますその問題は増えてくる傾向にあると考えられます。幸せな社会の在り方は何なのか。その中で幸せを遺せる財産管理は何なのか。一番は生前にしっかりと贈与してもらい、意思判断が出来なくなってからはその人の財産を自分たちの為には使わない事です。

相続や相続税についてご相談等があればお気軽にご連絡下さいませ。一緒に幸せを遺す知恵を検討させて頂ければ幸いに存じます。